

海難審判所

海難の調査と審判を通して  
船の事故発生防止をめざす

周囲を海に囲まれ、大小多くの船が頻繁に行き交う日本。  
発生した船舶事故を取り扱う専門機関・海難審判所の仕事とは？



海難審判所の審判廷で。右が小寺審判官、左が今泉理事官。





海難審判所 理事官  
今泉豊光  
海上保安大学卒業後、海上保安官として全国8カ所に勤務。平成10年に旧海難審判庁入庁。審判官、理事官を歴任し、22年より現職。



海難審判所では全国の重大案件を扱う。

## 水上を運航する船舶の 多様な事故を審判する

わが国は、四方を海に囲まれ、物資の輸送や漁業など、昔から船舶とのかわりが深い。また昨今は余暇を楽しむためにプレジャーボートを使う人たちも増え、さらに船が身近となり、事故も多発している。

船舶に関連した事故「海難」が発生し、日本の免許を持つ海技士や小型船舶操縦士、水先人に故意や過失があった場合は、海難審判法に基づく審判によって行政処分を行う。

審判の対象となる「海難」とは、海はもちろん、川や湖など水上で起きた船舶に関連した事故をさす。具体的には、船舶同士または岸壁への衝突、浅

瀬への乗揚、転覆や火災など船舶の一部でも損傷すれば海難となる。また船舶に損傷がなくても、高波により船体が大きく揺れ転倒した乗客の負傷、船内でのガス中毒や酸欠による乗組員の死傷も同様。さらに荷崩れで船体が傾斜して危険な状態に陥る、燃料切れで漂流するなど船舶の安全、運航の阻害も海難として扱う。

船舶の定義も広く、大型タンカーからプレジャーボートをはじめ、水上オートバイまで、人や物をのせて水上を運航するすべての船をいう。多種多様な事故を海難として扱っているのだ。

審判を行うのは、国土交通省の特別の機関である海難審判所。東京にある「海難審判所」は重大な海難（別

表）についての審判を行い、全国8カ所の「地方海難審判所（支所を含む）」ではそれ以外の各管轄区域で起きた海難を取り扱う。

いずれも所長以下、刑事裁判での裁判官にあたる審判官、検察官にあたる理事官、事件に関する書類の作成などを行う書記などで構成されている。

海難審判とはどのように行われるのか、今泉豊光理事官と、小寺俊秋審判官に話を聞いた。

### 話を聞くことから始まる 緻密な調査がポイント

「海難審判というのは行政処分を行う仕組みです。船舶に関する免許を持つ人が、故意または過失によって海難を生じた場合に、調査の上、戒告、業務停止、免許取消しの懲戒、すなわち行政処分を行います。刑事や民事の裁判とは別個のもので」と今泉理事官。

刑事裁判ではないので刑罰は科さず、民事裁判のように損害賠償などを命ずることもない。あくまでも、海難を発生させた当事者が持つ免許に對してどう処分するかを審判する。

「自動車での免許停止や取消しなどの行政処分を船に置き換えたものと考えてください。ただし、道路上の交通事故と違って、水の上には事故の痕跡が残りません。特に、広い海洋上では、事故現場を特定し、その時に何が

### 〈海難審判の流れ〉



### 〈重大な海難とは〉

- 旅客のうちに、死亡者若しくは行方不明者または2人以上の重傷者が発生したもの
- 5人以上の死亡者または行方不明者が発生したもの
- 火災または爆発により運航不能となったもの
- 油等の流出により環境に重大な影響を及ぼしたもの
- 次に掲げる船舶が全損となったもの
  - ・ 人の運送をする事業の用に供する13人以上の旅客定員を有する船舶
  - ・ 物の運送をする事業の用に供する総トン数300トン以上の船舶
  - ・ 総トン数100トン以上の漁船
- 上記に掲げるもののほか、特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

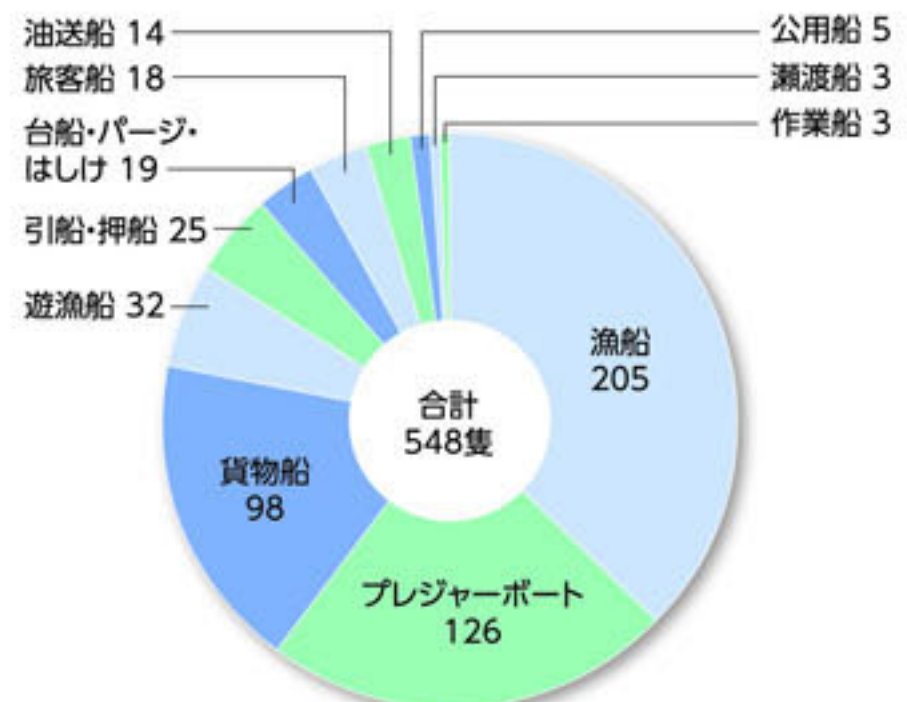






理事官による船体検査の様子。船底の損傷箇所を調べ、証拠写真を撮影していく。

平成23年 申立て隻数 (単位:隻)



海難審判申立てに至った隻数では、例年漁船が圧倒的に多い。これは沿岸域で操業している数が多いという点でも多数なためでもある。事故を起こしやすいのは漁船という意味ではない。  
※プレジャーボートには、モーターボート、水上オートバイ、ヨット、手漕ぎボート、カッターを含む。



船内の火災現場の調査を行う理事官。関係者の証言をもとに、出火元を調査する。



上/ 錨を下ろして沖に停泊している間に海岸まで流されてしまった貨物船。左/ 高速で航行中、防波堤に衝突して船首を破損した遊漁船。

事故の直後は、犯罪捜査を行う海上保安官や、事故防止と被害の軽減のため科学的な分析などの原因究明を行う運輸安全委員会も調査に入るが、理事官の仕事は、自分で調べるが

起き、どういう過失があったのかを証明することは大変に難しいのです。また、気象が原因の海難が起きても、同じ気象条件は再現ができません。そこで審判官や理事官には、船舶の運航、船体の構造や海洋に関する深い知識が求められるのです」

今泉理事官は以前海上保安官を、小寺審判官は航海訓練所練習船の船長(教官)を務めた。2人とも長年の海上勤務経験を踏まえ、各地の地方海難審判所での理事官と審判官を歴任して現在に至っている。

「理事官と審判官の両方を経験することで互いの仕事を理解し、スムーズな審判を行うにはどういった証拠が必要なのかも分かります」と小寺審判官。

海難審判では、関係機関からの通報や報道で海難発生を認知すると、理事官がただちに事実関係の調査を開始する。船舶関係の免許を持つ当事者の職務上の故意または過失によつて起きた事故であるかどうかを判断するためだ。

理事官の調査は、関係者への聴き取り、船舶や現場の検査、関係機関からの報告や資料の精査など、内容は多岐にわたる。

「話を聞くには、事故から少し時間を置いたほうがいいこともあります。気持ちも落ち着き、冷静に話してもらえます。もちろんなかなか口を開いてくれないケースもあります。死傷を伴う事故などは非常にづらい話になりますから。悩みを聞いたり雑談したり、相手が話しやすいように気を遣います」(今泉)

申立てを受けた審判官は、まずは理事官から提出された膨大な「二件書類(申立ての証拠書類)」を精査する。疑問があれば自分で調査することもあ

基本。とにかく関係者のところへ出向き、話を聞く。当事者が逮捕されている時は拘留所へ赴くこともある。

「話を聞くには、事故から少し時間を置いたほうがいいこともあります。気持ちも落ち着き、冷静に話してもらえます。もちろんなかなか口を開いてくれないケースもあります。死傷を伴う事故などは非常にづらい話になりますから。悩みを聞いたり雑談したり、相手が話しやすいように気を遣います」(今泉)

知識と経験を基に関係者への聴き取りや調査を積み重ねる。そして、職務上の故意や過失を認めると、必要な証拠を揃え、審判開始の申立てを行う。

海難審判を通して船舶の安全な運航に寄与



海難審判所内の理事官室が、今泉ら4人の理事官の仕事場。調査に出向いた後は、ここで書類をまとめる。



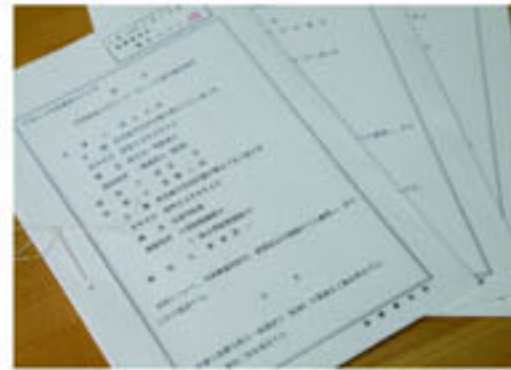


海難審判所 審判官  
小寺俊秋

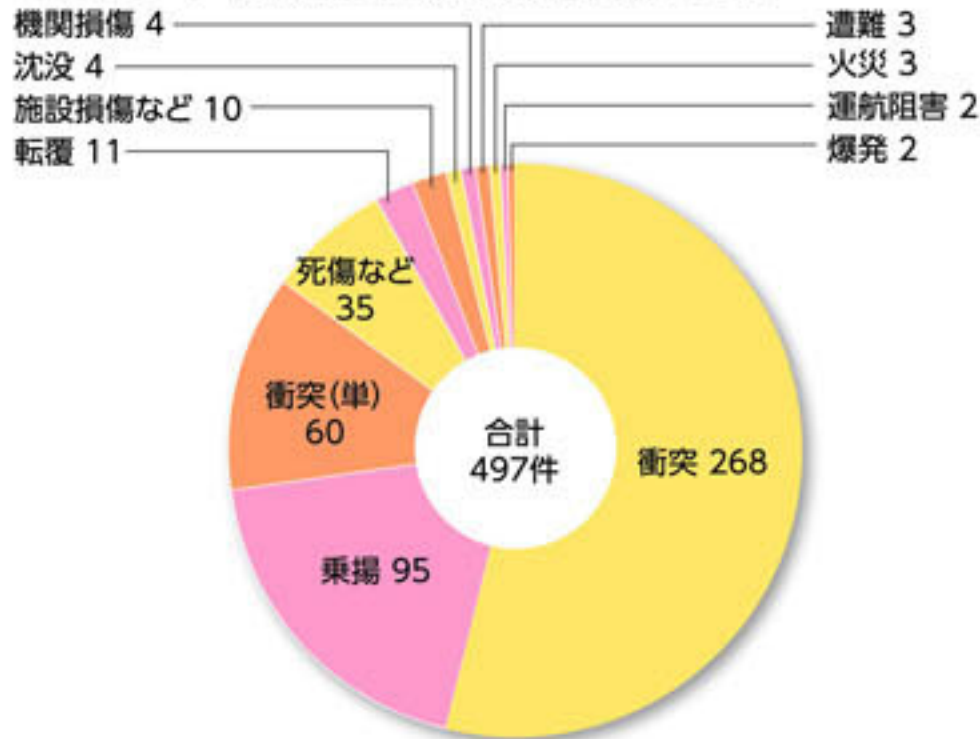
神戸商船大学卒業後、航海訓練所の航海士、船長(教官)として勤務。平成12年に旧海難審判庁入庁。審判官、理事官を歴任し、23年より現職。



審判官が作成する裁決原本。かつては和紙を使っていた。現在も長期保存に耐えるよう、紙のこよりで綴じている。



平成23年 海難種類別裁決件数 (単位:件)



常に海難のトップを占めるのが衝突。岸壁や棧橋、岩場、漂流物などにぶつかる単独事故も多い。乗揚事故とともに、見張りの不十分や居眠りが主要な原因だ。またプレジャーボートなどでは不慣れな操船が事故を招くこともある。



海難審判を担当する審判官、理事官、書記課メンバー。中央は藤江哲三所長。

※水先人：複雑な水域事情などについて、専門的な知識を持つ船舶操船の専門家として、船長に針路や速力などをアドバイスする。

海難審判の目的は、行政処分を受けた受審人に過失を自覚させること。また、的確に過失を認定することで同様の海難の再発を防止し、ひいては人命・財産の安全確保や環境保全に寄与することである。



霞が関の国土交通省内に設けられている海難審判所の審判廷。奥に審判官が3人、手前に受審人と指定海難関係人が座る。



受審人席には海図や定規、模型船などを置き、海難発生時の状況を具体的に検証していく。



海難審判所では3人の審判官の合議制(地方海難審判所では通常1人)。審判後に裁決の方向性について意見交換を行う。

判期日前にできることは現場調査などに制約されるが、審判が始まれば関係者への尋問や鑑定を行うなどあらゆる手段で証拠を調べ、確認していく。

審判は公開の審判廷で開かれる。審判官、書記が列席し、理事官の立ち会いのもと、審判を受ける受審人と指定海難関係人、それを補佐する補佐人(刑事裁判での弁護士に相当)が出廷。口頭弁論で証拠調べや意見陳述を行い、必要に応じて鑑定人や証人を呼ぶこともある。審判官は納得のいくまで調べを進め、結審後に裁決を言い渡す。

審判は1回で終わることもあるが、数回にわたり開廷することもある。

船の事故では、当事者ですら事故の起こった場所や状況などを特定できないこともある。また、当事者が船舶

の知識に通じているとも限らない。「真実を探り出すためには、客観的な証拠に加えて、やはり23年間船に乗っていた経験が生きていると思います。相手(事故の当事者)の話に対し、「こうすることもできたのでは?」と考えることができるのです」(小寺)

裁決は、戒告、業務の停止、免許の取消し、懲戒なしのいずれか。裁決書を受審人に送付し、免許証、免状を提出させるなど、裁決で言い渡した懲戒を理事官が執行する。

「船の仕事をする受審人にとっては、たとえ1カ月の業務停止であっても十分な重さでしょう」(小寺)

立件する理事官と裁決を行う審判官。立場の違う両者であるが、利害の対立する関係ではない。両者とも事故が起きることを「予見」できなかったのか、事故が起きることを「回避」できなかったのか追及することを常に意識して同じ目的に向かい、それぞれの業務を行っている。